

民間投資活性化等のための地方税制改正(案)について

総務省
平成 25 年 10 月

民間投資活性化等のための与党税制改正大綱（10 月 1 日決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1 先端設備の投資を促す税制等

◎ 法人住民税、法人事業税の税制措置

- 生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業の投資活性化策、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充等につき、法人住民税、法人事業税にも適用。

2 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

◎ 固定資産税の特例措置

- 耐震改修が行われた既存家屋に係る固定資産税の税額を 2 年度分 1/2 減額。
- 浸水防止用設備（止水板、防水扉等）に係る固定資産税について、わがまち特例を導入し、課税標準を 5 年度分 2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合に軽減。
- ノンフロン製品（冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、わがまち特例を導入し、課税標準を 3 年度分 3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合に軽減。
- 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車（建設機械、フォークリフト等）に係る固定資産税の課税標準を 3 年度分 1/2 に軽減。

3 その他

◎ 車体課税

- 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

◎ 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

- 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討。